

## 調査・検証結果を踏まえた選挙管理委員会の対応について

### 1 選挙公報配布業務委託契約の取扱い

#### (1) 契約の解除

選挙公報配布業務委託契約（以下「本委託契約」という。）については、本委託契約書の規定に基づき、契約不履行として契約を解除することとする。

#### (2) 契約解除に伴う措置

ア 契約解除の時点で既に履行されていたと認められる業務に対し相当する委託料（契約総額 22,264,000 円の 7 割）15,584,800 円を支払う。

#### イ 違約金の請求

契約を解除した場合の違約金として、契約総額の 10 分の 1 に相当する額 2,226,400 円を請求する。

#### ウ 競争入札参加停止

契約不履行による契約の解除は、本市の入札参加停止の要件に該当することから、6か月間の競争入札参加停止措置となる。

### 2 選挙管理委員会事務局職員への処分について

選挙公報未配布事案に係る調査・検証結果を踏まえ、本日付で以下のとおりけん責処分を行った。

#### (1) 処分理由

選挙公報未配布事案に係る調査・検証結果報告書に記載のとおり、一部の事務において、コンソーシアム協定の不備や配布計画の妥当性の判断といった、事務処理上の問題や業務遂行に係る見通しの甘さが認められるとともに、選挙公報が多数の世帯に未配布となった状態で、公職選挙法において規定された配布期限を迎えたことは、本市の選挙事務のみならず、市政に対する信頼を大きく失墜させたといえるため。

#### (2) 処分内容

	被処分者		処分等の内容
	所属	職位・職種	
①	選挙管理委員会事務局	局長・事務	選挙管理委員会名による 厳重文書訓戒
②	同上	部長・事務	同上
③	同上	課長・事務	同上